

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月3日

【会社名】 セイコーホールディングス株式会社

【英訳名】 SEIKO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 吉伸

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座4丁目5番11号

【電話番号】 03(3563)2111

【事務連絡者氏名】 総務部長 田嶋 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座1丁目26番1号
セイコーホールディングス株式会社

【電話番号】 03(3563)2111

【事務連絡者氏名】 総務部長 田嶋 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第156回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7.5円 総額1,550,510,783円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

併合の割合

当社普通株式5株を1株に併合する。

株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

第3号議案 定款一部変更の件

変更の内容

発行可能株式総数を7億4,600万株から1億4,920万株に変更する。

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

上記 および の変更は、平成29年10月1日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除する。

取締役会の招集権者および議長を、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役に変更する。

会社法に定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、取締役および監査役の責任免除の規定を新設する。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更を行うとともに、一部文言の加除、修正を行う。

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、服部真二、中村吉伸、大熊右泰、金川宏美、瀧沢観、高橋修司、内藤昭男、石井俊太郎、カーステン・フィッシャーおよび遠藤信博の10名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	167,055	169	195	可決 (99.22%)
第2号議案	166,885	339	195	可決 (99.12%)
第3号議案	166,644	581	195	可決 (98.97%)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果 (賛成の割合)
第4号議案				
服部 真二	162,827	4,397	195	可決 (96.71%)
中村 吉伸	166,217	1,008	195	可決 (98.72%)
大熊 右泰	166,271	954	195	可決 (98.75%)
金川 宏美	166,264	961	195	可決 (98.75%)
瀧沢 観	166,229	996	195	可決 (98.73%)
高橋 修司	166,265	960	195	可決 (98.75%)
内藤 昭男	166,296	929	195	可決 (98.77%)
石井 俊太郎	166,269	956	195	可決 (98.75%)
カーステン・ フィッシャー	166,773	452	195	可決 (99.05%)
遠藤 信博	163,528	3,696	195	可決 (97.12%)

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権数の3分の2以上の賛成であります。

第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注) 2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

当該株主総会に出席した株主の議決権の数(当該株主総会の前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会の前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上